

商品概要説明書

J A年金シルバー定期貯金

(平成28年4月1日現在)

商品名	・ J A年金シルバー定期貯金				
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 ・「公的年金※1」、「企業年金※2」、および各種手当（児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、医療特別手当、特別手当、保険手当、健康管理手当）の受取を当組合で既に開始されている方 ・当組合で新たに公的年金※1・企業年金※2および各種手当の受取を開始される方 ・公的年金※1・企業年金※2および各種手当の受取指定を当組合へ変更される方 ・JA年金共済（終身）を受取指定されている方。但し、公的年金受給とかさなっている場合は、公的年金を受給している店舗にて契約可能となります。 ・制度上、年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方 ※1 公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。 ※2 企業年金のうち国民年金基金、厚生年金基金、農業者年金基金に限ります。 				
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年（非自動継続・元金自動継続・元利金自動継続） 				
預入方法					
(1) 預入方法	・一括預入				
(2) 預入金額	・1円以上500万円まで（但し、組合員（家族含む）は1000万円まで）				
(3) 預入単位	・1円単位				
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。				
利息					
(1) 適用金利	・預入時の期間1年のスーパー定期貯金の店頭表示金利に年0.35%を上乗せした利率を満期日まで適用します。				
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。				
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。				
(4) 税金	・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。				
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。				
手数料	一				
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 				
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×20%</td> </tr> </table> 	① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×20%
① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率				
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×20%				
年金の受取りが消滅した場合の取扱い	・証書または通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間1年のスーパー定期貯金店頭表示金利を預入日に遡って適用します。				
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>				

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融担当部署（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、大阪府農業協同組合中央会が設置・運営する大阪府JAバンク相談所（電話：06-6204-3669）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署または大阪府JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記大阪府JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記大阪府JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の利用は、公的年金または恩給の受取りを指定されている店舗のみで、1人1店舗に限ります。 ・シルバー定期貯金の名義は、年金受給者名義に限ります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aいづみの